

静岡県告示第755号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年10月27日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	伊豆の国市北江間字大明神939番の1から 伊豆の国市南江間字上張1173番の7まで	平成29年10月27日

=====

静岡県告示第756号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成29年10月27日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年10月27日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
136号	伊豆市修善寺字梁見304番の10から	平成29年10月27日
414号	伊豆市修善寺字梁見302番の6まで	